

【諮問 第308号】

7 川情個第36号  
令和8年1月20日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 板垣勝彦

公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和6年7月8日付け6川総コ第54号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部  
行政情報課情報公開担当  
電話 044-200-2108

## 【308号】

### 1 審査会の結論

実施機関川崎市消防長が文書不存在を理由に行った拒否処分は、理由の提示に不備があることから、これを取り消し、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

### 2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年12月3日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市消防長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市火災予防事務処理規程第30条により、「消防情報管理システム」に入力されている〇〇〇〇〇〇（以下「本件建築物」という。）に係わる電気設備（変電設備）設置届の内容の届出台帳における目的、全出力及び床面積の項目へ追加入力するに至った経過に係わる文書又はメモ、追加入力することの意思決定文書等、関係書類一式について公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書について、対象となる文書が存在しないことから、文書不存在を理由として令和5年12月18日付けで、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年12月25日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問第308号事件）。

### 3 審査請求人の主張要旨

令和5年12月25日付け審査請求書、令和6年4月13日付け反論書、令和7年5月30日付け意見書及び令和7年6月20日実施の当審査会による口頭意見陳述によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例では、開示請求があったときは、当該開示請求に対する諾否の決定をし、当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない（条例第12条第1項及び第3項）、当該諾否の決定において、開示請求の全部又は一部を拒否するときは、その理由を併せて通知しなければならないとされている（同条第4項）。
- (2) 条例により理由の付記が要求されているその趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その争訟提起に便宜を与えるものであると解される。
- (3) そこで、要求される理由の付記の程度であるが、東京都の公文書開示条例に関する平成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）（以下「平成4年最判」という。）によれば、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において東京都公文書の開示等に関する条例第9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得る場合は別として、本条例第7条第4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければ

【308号】

ばならない。」とされている。

また、同判決によると、「理由の付記に不備があるとされる場合には、後日処分庁によって理由が示されても、それによって理由の付記の不備という瑕疵が治癒されるものではない。」とされている。

- (4) 本件処分に係る開示請求拒否通知書（以下「拒否通知書」という。）の「開示請求を拒否する理由」には、「当該文書は存在しないため。」としか記載されていない。単に不存在である旨だけの記載では不十分であり、行政文書が不存在である根拠として、なぜ存在しないのか具体的に付記しなければ、条例第12条第4項の定める理由付記の要件を満たさないというべきである。上記平成4年最判に従えば、理由付記に不備がある。

また、弁明書において理由らしきことを事後的に述べているが、同様に上記平成4年最判によれば、理由付記が処分それ自体の慎重、合理性を担保するものである以上、それは処分時の適切な理由付記によってのみ可能であるとしている。

したがって、処分後の治癒は認められないものである。

- (5) 審査請求人が求めた本件請求に対し、実施機関は「当該文書は存在しないから」と本件処分を行ったが、仮にそれらの文書が存在しないとすれば、いつ誰がどのような理由で追加入力したかが分からない。むしろ、組織上の意思決定がされていないこと、しかも紙台帳から「消防情報管理システム」への移行当初から記載されているかの如く装っていることから極めて不適切であり、同システムの信頼性が全くなく、重大な問題である。

#### 4 実施機関の主張要旨

令和6年2月28日付け弁明書及び令和7年5月2日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 川崎市火災予防事務処理規程第30条により、「消防情報管理システム」に入力されている本件建築物に係わる電気設備（変電設備）設置届の内容の届出台帳における目的、全出力及び床面積の項目へ追加入力するに至った経過に係わる文書又はメモ、追加入力することの意思決定文書等、関係書類一式については、宮前消防署が本件建築物の変電設備に係わる情報を得て、その後に消防情報管理システムに追加入力したことの意思決定に係わる文書等と推察されるが、追加入力に係わる意思決定文書等はなく、またそれに伴う経過や仕組みに関する書類も作成していないことから、該当文書は存在しない。

その理由は、川崎市火災予防査察規程（平成17年消防局訓令第3号）第63条で、査察に関する事務処理については、消防情報管理システムにより処理することと規定されている。このことから、消防署の事務処理において、現場調査等で確認できた情報を消防情報管理システムに入力し、実態の把握に努めている。

- (2) 条例第12条第4項は、開示請求の全部又は一部を拒否するときに、その理由を併せて通知しなければならないことを定めた規定である。

該当文書は作成していないことから存在していないため、拒否通知書に「当該

## 【308号】

文書は、存在しませんので開示することができません。」という理由を記載し、審査請求人とのこれまでの公文書開示請求の手續の中でも開示請求の該当文書がない場合は文書が存在しないことを記載した拒否通知書を通知しており、記載した理由以外に開示請求を拒否する理由はなく、条例第12条第4項が求める理由の通知を十分に行っている。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件処分について

実施機関は、審査請求人による本件請求に対し、対象公文書が存在しないとして、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、理由の提示が不十分であり、かつ、不開示部分が条例に規定する不開示情報に該当しない、また対象公文書が存在するはずであると主張するため、以下、検討する。

### (2) 理由の提示について

ア 理由の提示について実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に対する諾否の決定をし、当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない(条例第12条第1項及び第3項)、当該諾否の決定において、開示請求の全部又は一部を拒否するときは、その理由を併せて通知しなければならないとされている(同条第4項。いわゆる「理由の提示」)。

イ 一般に、法が行政処分に理由を提示すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、提示すべき理由をどの程度記載しなければならないかは、処分の性質と理由の提示を命じた各法律の規定の趣旨、目的に照らしてこれを判断すべきであって、その求められている趣旨に適った理由の提示がなされていない場合には、その行政処分は、手続上の瑕疵がある処分として取消しを免れないものと解すべきである(最高裁判所昭和38年5月31日第二小法廷判決、昭和60年1月22日第三小法廷判決参照)。以上の理は、条例が理由の提示を命じた場合も同様である。

ウ そこで、条例第12条第4項について考えるに、その趣旨は、条例に基づく公文書の情報公開制度が市政運営の透明性の向上及び市民の信頼と参加の下にある公正かつ民主的な市政の発展に資することに鑑み(条例第1条)、不開示の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによってその不服申立てに便宜を与えることにありと解される。

エ このような趣旨からすれば、条例第12条第4項が定める理由の提示は、開示請求者において、条例第8条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得る程度のものでなければならないと考えられる。このような理由付記(理由の提示)制度について、「東京都公文書の開示等に関する条例」(現東京都情報公開条例)事件に係る平成4年最判も「実施機関におい

【308号】

ては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（本条例一条、三条参照）にかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」とした上で、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」との判断を示している（答申4川情個第14号令和4年6月28日（諮問第295号）参照）。この理は、文書が不存在であるときでも異なるものではなく、元々作成していないのか、それとも保存期間を過ぎたため廃棄したのか等、その理由を具体的に記載すべきである（答申31川情個第45号令和元年12月16日（諮問第280号）、答申21川情個第58号平成21年11月13日（諮問第230号））。

（3）理由の提示の妥当性について

ア 本件処分に係る拒否通知書の「開示請求を拒否する理由」欄には、「該当条文はありません。（理由）当該文書は、存在しませんので開示することができません。」とのみ記載されており、不存在であると判断した根拠は一切記載されていない。

イ 上記（2）に記載したとおり、理由の提示は、対象公文書が存在しなかった場合においても、その根拠が開示請求者に了知し得るものでなければならぬところ、本件処分に係る拒否通知書においては一切記載されていない。

よって、条例第12条第4項に定める理由の提示がなされていないと認められるため、本件処分は取消しを免れない。

（4）不存在の理由について

ア 以上に説示したところによれば、本件処分は、理由の提示の要件を欠いた違法な処分であり、取消しを免れないものというべきであるが、所論に鑑み、更に実施機関において対象公文書が存在しないと判断した点についても、審査請求人及び実施機関の主張を基に検討する。

イ 本件請求の対象公文書は、川崎市火災予防事務処理規程第30条により、「消防情報管理システム」に入力されている本件建築物に係わる電気設備（変電設備）設置届の内容の届出台帳における目的、全出力及び床面積の項目へ追加入力するに至った経過に係わる文書又はメモ、追加入力することの意思決定文書等、関係書類一式である。

実施機関の説明によれば、上記届出台帳における目的、全出力及び床面積の項目は、令和5年10月24日に本件建築物の現場確認をするため現地に赴いた（最終的に現場確認自体は中止となった）際に聴取した内容を記載したものであったとのことである。

【308号】

以上に加え、追加入力事項が、未入力であった目的、全出力及び床面積の項目を聴取し記載したものにすぎないことに照らせば、追加入力に際しての意思決定文書等の書類が作成されていないとする実施機関の説明に特段不合理な点があるとは認められない。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 石野百合子

委員 嘉藤亮

委員 川合敏樹

委員 中島美砂子